

小野市立小野中学校 『いじめ防止基本方針』

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること
- ・いじめ防止の取り組みについて、定期的に点検・評価すること

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・自問清掃の深化・充実を図り、校是にある「人として あたたかく かしこく つよく ともに生き合う」人間の育成を図る。

○A S K学習の充実

- ・全員が自発的に参加して行う「ALL（全員）Support（助け合う）Know（わかる）」の充実を図ることによって、みんなで学び合おうとするよりよい学習集団、仲間づくりを目指す。

○脳科学に基づくモジュール学習の充実

- ・簡単な計算練習や音読などを計画的かつ継続的に行い、前頭前野を鍛えることによる感情コントロールを図る。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、トライやるウィーク等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーションを重視した特別活動の充実

- ・学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的プログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観やPTA主催の研修会、人権フェスティバル、HP、学校・学年だよりによる広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・地域住民や保護者等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・生徒会が定めたスマホ4カ条（1.夜10時には電源を切る。2.一日の使用時間は1時間。3.危険なサイトを開いたりアプリをとらない。4.人の悪口を書き込まない。）の啓発を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検、評価を行い、必要に応じて改善するように努める。

II いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめ相談の窓口があることを周知し、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・発達段階を考慮し、生徒の内面理解を重視した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○生活の記録の活用

- ・生活の記録の活用によって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年間5回実施する。
- ・記名、無記名又は選択・併用、持ち帰り等学校や子どもたちの実情に応じた配慮をする。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・いじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくる。
- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関（市民安全部・市福祉部・青少年サポートセンター・警察・県中央子ども家庭センター・学校支援チームなど）との連絡調整を行う。
- ・小中一貫教育として各小学校の生活指導委員会に相互参加し、情報共有を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールや情報モラル教育の充実を推進するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、専門的・多角的な支援を行う。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・「いじめ未然防止プログラム」の活用やいじめの具体的事例をもとにした研修を実施する。